

第 3 回「地方公共団体における統計利活用表彰」実施要領

1 目的

第 3 回「地方公共団体における統計利活用表彰」は、客観的な統計データに基づく的確かつ効率的な行政運営を促進する観点から、統計を利活用した優れた取組を進める地方公共団体に対する表彰を行い、地方公共団体における統計データの利活用を推進することを目的とする。

2 対象となる取組

地方公共団体における以下の取組を対象とする。

- (1) 公的統計データを利活用した行政施策の立案及び行政サービス改善の取組
- (2) (1) に該当するもののほか、統計データの利活用の推進に資する取組

【想定される取組の例示】

- ・各種統計調査や独自のアンケート調査の分析結果を活用した観光戦略、雇用創出策等の立案や人口ビジョンの策定
- ・統計 GIS や地域メッシュ統計を活用した防災計画や公共施設設置の各種計画等の策定
- ・統計データを活用した国民への情報提供等行政サービスの改善
- ・統計データ利活用促進のためのインフォグラフィックを活用した広報の実施
- ・統計データ利活用促進のための人材育成
- ・児童・生徒による統計データ利活用推進のための取組 等

《留意点》

- ※地方公共団体とは普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。
- ※公的統計データとは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成した統計データを示す。
- ※(1) については、公的統計データと公的統計以外のデータ（行政保有データ等）を組み合わせる利活用した取組は対象に含めるが、公的統計以外のデータのみを利活用した取組は対象外とする。
- ※実施段階（計画等を含む。）まで進めている取組を対象とする。
- ※地方公共団体が主体であれば、一部委託等他の団体との共同の取組も対象とする。
- ※過去において、本表彰へ応募した取組の中で現在も継続中のものは対象とする。ただし、入賞した取組は対象外とする。

3 入賞

- (1) 総務大臣賞
- (2) 統計局長賞

※その他総務省統計局長が必要と認めた場合は、特別賞や奨励賞を授与する。

4 選定方法

(1) 都道府県における推薦

都道府県は、都道府県の取組（原則2件まで）及び区市町村（一部事務組合等を含む。）の取組（原則5件まで）を総務省に推薦する。なお、都道府県内で選定が必要な場合は、「6 審査基準」を参考に選定を行う。

(2) 第1次審査

総務省は、各都道府県から推薦された取組から、10件程度を選定する。

(3) 第2次審査

有識者による審査を行い、第1次審査において選定された取組から、5件程度を選定する。

(4) 最終審査

第2次審査において選定された取組から総務大臣賞、統計局長賞及び特別賞を選定する。

(5) 奨励賞

総務大臣賞、統計局長賞及び特別賞に選定された取組以外から選定する。

5 審査員

(1) 都道府県における推薦

都道府県統計主管課職員が推薦を行う。

(2) 第1次審査及び第2次審査

総務省統計局長が指名した者が審査を行う。

(3) 最終審査

総務大臣及び総務省統計局長が審査を行う。

6 審査基準

以下の審査基準を参考に審査を行う。

(1) 適切な公的統計データを十分に利活用しているか。

(2) 公的統計データの利活用推進の効果が期待できるか。

7 推薦手続

(1) 都道府県は、推薦に際し、審査基準に基づき選定した都道府県及び区市町村の取組を所定の様式（別記様式）で総務省へ提出すること。

なお、書類の提出方法は電子メールとする。

(2) 提出書類には、取組の名称、取組の概要（取組の背景、目的、効果・成果等）、推薦理由等を記載し、取組の内容が分かる詳細資料を参考として添付すること。

8 表彰方法

受賞者は「統計の日」（10月18日）に決定し、報道発表を行う。表彰は平成30年11月開催予定の「全国統計大会」において行う予定。

また、「全国統計大会」において、総務大臣賞及び統計局長賞受賞の取組に関するプレゼンテーション（取組事例の発表）を実施予定。

9 スケジュール

平成 30 年 6 月上旬：総務省から都道府県への推薦依頼

8 月 3 日：都道府県から総務省への推薦書類の提出期限

8 月中旬：第 1 次審査

9 月：第 2 次審査、最終審査

10 月 18 日：受賞者決定

11 月中旬：全国統計大会での表彰・プレゼンテーション（予定）

10 広報媒体での紹介

提出された取組は、総務省及び総務省統計局のホームページ等の広報媒体で紹介することがある。

11 事務局

この表彰に関する事務は、統計局統計利用推進課において行う。

12 その他

その他、この表彰に必要な事項は、事務局が別に定める。